

R5年度ガイドラインで取り扱う 基本連携データ項目について

こども家庭庁
令和5年6月28日

R5年度ガイドラインで取り扱うデータ項目の考え方

全国で共通して用いることを想定した「基本連携データ項目」を選定しガイドラインで示していきたい。

- ① **データ項目単体で該当の困難類型を推測できると考えられるもの**は標準データ項目として**先行的に「基本連携データ項目」に盛り込む**。(別紙参照)
 - これらのデータを横断的に用いることは、データ連携の対象を要支援者に絞り、その情報を重層的かつ迅速に把握しようとするものであり、国民の理解も得やすいと考えられることから、**先行して標準化の実現を図る**。
 - 具体的な「基本連携データ項目」候補については、こども家庭庁に設置した**検討会で早急に案を作成し、モデル団体における実証事業において活用する**。
- ② その他の、**支援対象の判定に寄与すると考えられる「有望なデータ項目」**については、継続的にデータの蓄積・分析を行い、**結論の出たものから「基本連携データ項目」に盛り込む**。
 - 個別の自治体のデータでは統計的に有意な結果を得るうえで十分なサンプルサイズとならない可能性があることから、類似のデータ項目については、可能な限り同一のデータ項目とする方向で調整する。

基本連携データ項目案

	事由	基本連携データ項目
虐待・産後うつ		
貧困		
不登校・いじめ		
ヤングケアラー		
自殺		

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

基本連携データ項目案 詳細

検討段階においては、未確定情報であったため、ガイドライン及び成果報告書を参照されたい。

(参考) 実証事業における検証イメージ

実証事業参画団体には基本連携データ項目による支援が必要なこどもの把握に向けた検証にご協力いただく予定。

検証フローは下記を想定。



資料公開における留意事項

- 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。